

相 続 人 代 表 者 お よ び 現 所 有 代 表 者 指 定 届

年 月 日

(宛先) 秋田市長

被相続人に係る固定資産税の賦課徴収（滞納処分を除く。）および還付に関する書類を受領する代表者について、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。併せて、相続登記が完了するまでの間、同法第343条第2項の現に所有している者のうち代表となる者について届け出ます。

届出人 住 所

フリガナ
氏 名

電 話

相 続 人
代 表 者
お よ び
現 所 有 者

相続人で協議した結果、相続人代表者および現所有代表者となることを認めましたので、被相続人の固定資産税に関する書類を私に送付するとともに、相続登記が完了するまでの間、被相続人が所有する土地又は家屋の納税義務者のうちの代表者としてください。

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

電 話

被相続人との続柄 配偶者・子・その他()

被 相 続 人

フリガナ
氏 名

住 所

死亡年月日

年 月 日

相 続 人

氏 名	生年月日	続柄	住 所	相続分

裏面の注意事項等についてもご確認ください。

注意事項

- 1 この届出書は、秋田市の固定資産税に関する書類を受領する代表者および相続登記が完了するまでの間の納税義務者の代表者を届出するものであり、相続を放棄したり登記簿上の名義を変更するものではありません。
 - 2 相続登記が完了している場合は、この届出を提出する必要はありません。
 - 3 虚偽の届出により発生した紛争については、当市では一切責任を負いません。
- ※亡くなられたかたと代表者の血縁関係がわかる戸籍などをお持ちの場合は、持参又は写しを添付して下さるよう、ご協力をお願いします。
- ※相続を放棄されたかたは、家庭裁判所の相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述証明書の写しを提出して下さるよう、ご協力をお願いします。（相続を放棄されたかたについては、この届出を提出する必要はありません。）
- ※記載方法等ご不明な点は、資産税課へお問合せください。TEL 018-888-5480

参考

地方税法（抄）

（相続人からの徴収の手続）

第9条の2 納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第13条を除く。）においては、第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

2～4 （略）

（固定資産税の納税義務者等）

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3～9 （略）